

## 実質赤字比率

まちの一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です

皆さんから納めていただいた「町税」や国から交付される「地方交付税」などを主な財源（一般財源）として、福祉や教育、まちづくりなど、そのまちの中心的な行政サービスを行う「一般会計」の実質的な赤字を指標化するものです。

◆実質赤字比率は、赤字額が生じておらず、黒字の3.75%です。（平成22年度：黒字の4.4%）

## 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。

まちが年度を超えて借り入れる長期の借金を「地方債」といい、この返済金を「公債費」といいます。公債費には、公営企業会計の公債費に充てるため、一般会計から繰り出す経費、ごみ処理施設などの近隣市町村との広域組合で実施する事業の地方債に対して、各市町村が負担する経費も含まれます。

この公債費を、標準財政規模に対する比率の3ヶ年平均を指標化するもので、18%を超えると資金を借り入れるために国の許可が必要となり、25%を超えると単独事業に係る資金の借り入れが制限されます。

◆実質公債費比率は9.8%です。（平成22年度：11%）

## 連結実質赤字比率

まちのすべての会計の赤字額と黒字額を合算し、そのまちの全体の赤字の程度を指標化し、町全体としての運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

町の会計は福祉など中心的な行政サービスを行う「一般会計」のほか、料金収入などを財源として行政サービスを行う「公営企業会計」など複数の会計にわかれています。まちは「一つの法人」なので、一つの会計が黒字でも他の会計に多くの赤字があれば財政状況は良好とはいえません。

このため、全ての会計の黒字と赤字を合算し、経常的な一般財源の規模（標準財政規模）と比較して、まち全体の資金不足の程度を把握するため指標化するものです。

◆連結実質赤字比率は全会計黒字のため、黒字の6.29%です。（平成22年度：黒字の6.98%）

## 将来負担比率

一般会計の地方債や将来支払わなければならない可能性のある負担などの年度末時点での残高の程度を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが「将来負担比率」です。

将来支払っていく負債には、地方債のほか、契約などで将来の支払いを約束したもの（債務負担行為）があります。この将来負担するもの全てを含め、現時点で想定される将来の負担額を標準財政規模と比較して指標化するもので、この比率が高いと今後の財政運営が圧迫される可能性が高いこととなります。

◆将来負担比率は黒字の44.9%です。

（平成22年：黒字の30.5%）

## 公営企業に係る資金不足比率

◆平成23年度決算に基づく各公営企業会計の資金不足は、算定の結果、実質的な資金不足が生じておらず、経営健全化基準を下回る見込みとなりました。

資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合には、「経営健全化計画」を策定しなければなりません。

公営企業は、全ての住民が同じ量の行政サービスを受けられる事業とは別に、特定の方が受けられる行政サービスとして、そのサービスを受ける方が費用を負担することが公平とされている事業を指しますが、本町では「簡易水道特別会計」と「公共下水道特別会計」が対象となります。この、公営企業の資金不足を料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

計算方法は、例えば、下水道事業では、各家庭に下水道が整備される前に処理施設を建設する必要があるため、下水道料金が納められるまでは資金不足となるものの、後の料金収入などで解消される場合があります。

このように、将来の料金収入などで解消されることが見込まれる資金不足分を差し引いて資金不足額を算出し、指標化するもので、この比率が高いと資金不足解消が困難になり、経営に問題があることとなります。

## 健全化判断比率

都道府県や市町村などの地方公共団体の財政を適正に運営することを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（健全化法）」が平成19年6月に公布され、各地方公共団体は財政の健全化に関する指標を議会に報告し、住民の皆さんに公表することが規定されました。

ここに、平成23年度決算に基づく財政健全化の指標として「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標及び公営企業会計に係る「資金不足比率」を公表します。

平成23年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれの指標についても早期健全化基準を下回る見込みとなりました。指標のうち一つでも早期健全化基準を超えた場合は「財政健全化計画」を策定し、議会の議決を経て、自主的な改善努力による財政の健全化を図る必要があります。

また、将来負担比率を除く3指標のうち一つでも財政再生基準を超える指標があれば、「財政再生計画」を策定し、議会の議決を経た後、総務大臣への協議・同意が必要となり、確実な再生が求められることから国の管理下のもとで非常に厳しい行財政運営が強いられることとなります。

# 佐呂間町 平成23年度決算

## 「財政健全化判断比率」・「資金不足率」

### 健全化判断比率（4指標）

実質赤字比率	
【黒字の3.75】	
早期健全化基準	15.00
財政再生基準	20.00
連結実質赤字比率	
【黒字の6.29】	
早期健全化基準	20.00
財政再生基準	30.00
実質公債費比率	
9.8	
早期健全化基準	25.0
財政再生基準	35.0
将来負担比率	
【黒字の44.90】	
早期健全化基準	350.0
財政再生基準	基準なし

### 公営企業会計に係る資金不足比率

簡易水道特別会計	
資金不足比率	—
経営健全化基準	20.0
公共下水道特別会計	
資金不足比率	—
経営健全化基準	20.0